

関ヶ原人権裁判 控訴審判決のまとめ

～住民側が主張した4つの人権全ての侵害を認定。署名の自由も守られました～

	住民側の主張	町の主張	名古屋高裁の判断	
表現の自由・請願権	戸別訪問の可否	署名には疑義があり、町が要望について適切な判断をするために必要な調査をすることは当然であり、調査の一環として戸別訪問をすることも許される	仮に署名が真正になされたかに疑義があっても、戸別訪問してその点を調査することは原則として相当でない。 調査が許されるのは、目的が正当であり、相当の手段によるという厳格な要件を満たす場合に限られる。町の主張は必要があれば目的手段の要件を問わないようである点において採用することができない。	
	戸別訪問の目的	町長の個人的な政治的信念（小学校統廃合）を実現するための議会工作として、署名の効果を減殺し、町議会における本件署名簿の影響力を払拭する点（署名つぶり）にあった	①署名に先立ってウソ報道があった、②要望事項は3つ有り、署名者が審に要望している事項がわからない、③玉地区で署名の偽造が疑われた、④重複署名が多数認められた、⑤反対派は「過半数」を強調して圧力を掛けていた、ので、調査の必要性が高く、民意を確認するために行った	本件戸別訪問の真の目的は、民意を確認することではなく、統廃合に反対する住民が多くないこと、本件署名簿の記載が誤っていて、正しくは賛成者が多いことを直接的に聞き取り調査によって明らかにしようとする点にあった。 本件戸別訪問は、町長が自身の意見を実現するために自己に対立する考えを有する一部の町民の意見を封じるといった積極的で不当な目的のためになされたというべき。 (町の主張について) ①虚偽の説明を質すことは直接の目的となっていない、②要望事項が3つある点に関しても質問事項にもなっていない、③玉地区は戸別訪問の対象となっていない、④重複は署名簿のチェックでき、戸別訪問の必要性に結びつかない。
	手段の相当性	(戸別訪問一般の問題点) 戸別訪問では、対象者や回答内容が特定され、即座に回答を求められ、拒否も難しいので正確な民意を確認出来ない。住民の平穏な住居権も侵害される。人件費と費用がかかる割に正確な調査ができず、民意確認の方法として不適切。 (本件戸別訪問の問題点) 3人一組、アポなしの訪問であり、威圧的、不意打ち的だった。説明会への参加の質問後に「今でも反対か」と質問するなど、質問内容が統廃合賛成に誘導するものだった。 「誰に頼まれた」など町の主張する訪問目的とも無関係な恣意的で作為的な極めて不当・不合理な調査がなされた。	①「過半数の意見」かの確認手段としてはサンプリング調査が適当である、②戸別訪問は町民の住居や家庭の平穏を害する態様でない、③本人の同意を得て行っている、④民意確認の方法としてアンケートや住民投票は時間と費用がかかり、戸別訪問が相当である。	真に民意の確認が必要であれば、町民全員に対してその意思が反映される方法によって調査することも相当であり、アンケートや住民投票も不相当とは言えない。本件では南小校区を選択し、統廃合に反対する意見が少なくなるようにするという不当な目的があると伺われ、無作為抽出というサンプリング調査における不可欠の前提に反する不相当な方法がとられており、アンケートや住民投票が本件戸別訪問より劣るとは認められない。本件戸別訪問は、課長職、課長補佐職にある者が3人一組でいきなり出向いており、 人数と予告なしの訪問が威圧感を与えている。本人の同意を得ていない。夜間などにも行われたことなどからすれば、本件戸別訪問は私生活の平穏を害する態様であった。 「誰に頼まれたか」という質問は、質問を受ける者にも、署名活動を行った者に対しても圧力を感じさせる。町職員に対して「現在も反対である」という意見表明をすることは覚悟が必要であり、意志の弱いものの中には意見を変えた者が存在する可能性を否定出来ない。 説明会への参加の質問の後に「今でも反対か」と質問するのは、説明会に来たのにまだ反対するのか/説明も聞いていないのにまだ反対するのかと受け取られかねない。 戸別訪問後、署名活動をするのが困難となった。 などの事情を総合すると、 本件戸別訪問は手段としての相当性に欠ける
	誠実処理義務について	「誠実に処理」とするとは、請願を実効化するためのものであり、戸別訪問のように請願を萎縮させる行為の根拠にできない	今回の戸別訪問は署名を「誠実に処理」したものである	「誠実に」処理するとは、放置したりしてはならないことであり、 誠実に処理するという名のもとに、将来の請願行為をしにくくするとかや請願をした者を萎縮させることが許されないのはいうまでもない
	結論	表現の自由・請願権を侵害する	表現の自由・請願権侵害はない	表現の自由・請願権を侵害する
思想良心の自由	今でも統廃合反対の考えに変わりはないかとの質問は、公権力が個人の内心を調査するものであり、思想良心の自由を侵害する。思想良心の自由の侵害については、同意の有無は本来関係がないが、本件ではその同意すら得られておらず、回答を強いるものだった	署名したということは、署名者が既に意思表示をしたことになるから、その真正や要望の趣旨について確認するために問い合わせをすることは思想良心の自由を侵害しない	本件戸別訪問で、反対の意見が好ましくなく賛成の意見が好ましいと町が考えていることを暗黙のうちに伝えて、その意見の変更を迫っていることに鑑みると、 本件戸別訪問は思想良心の自由を侵害しているといわざるを得ない。 署名簿に署名して意見表明をした後に町がその署名者の意見について暗黙のうちに変更を迫ることも署名者の思想良心の自由に対する侵害となるのであり、町の主張は採用出来ない。	
プライバシー権	①署名簿に基づくデータ作成、②この抜粋を職員に配布して本件戸別訪問にりようしたこと、③本件戸別訪問での情報収集行為、④戸別訪問後もこれらのデータを保有し続けていることが、自己情報コントロール権としてのプライバシー権を侵害する	署名簿のデータ化は署名の実態を把握するためであり、行政目的を達成するために必要な内部資料の作成であって、プライバシー権を侵害しない(住民側主張の②以下は言及なし)	本件署名簿には一見して重複等があり、署名簿を分析して民意を把握するために署名簿を整理すること自体は、必要かつ合理的なことであり、プライバシー侵害とは言えない。 しかし、本件戸別訪問に際して一覽表の一部が担当職員に交付され、戸別訪問に使用されたこと、戸別訪問を受けた者がこれを遠目に見ることもできたこと、一覽表が未だ破棄されていないことは、町の情報保護条例に違反し、プライバシーを侵害する	

➡ 町長は本件戸別訪問がその**目的の正当性、手段としての相当性を超える違法なものであることを十分に認識することができた**

結論 本件戸別訪問により被った精神的苦痛への慰謝料は、本件戸別訪問の態様等一切を考慮すると5万5000円が相当被控訴人(町)は、控訴人ら(住民側)に対し、それぞれ5万5000円を支払え